

令和 7 年亀岡市議会定例会 1 2 月議会

条例一部改正資料

(新 旧 対 照 表)

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和39年亀岡市条例第48号）新旧対照表（第1条改正）

現 行	改 正 後（案）
<p>(期末手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した者にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において、市長等が受けるべき給料の月額、地域手当の月額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に6月に支給する場合においては100分の172.5、<u>12月に支給する場合においては100分の172.5</u>を乗じて得た額に在職期間に応ずる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した者にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において、市長等が受けるべき給料の月額、地域手当の月額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に6月に支給する場合においては100分の172.5、<u>12月に支給する場合においては100分の177.5</u>を乗じて得た額に在職期間に応ずる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（施行期日等）</u></p> <p>1 この条例は、公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用する。ただし、<u>第2条及び第5条の規定は、令和8年1月1日から施行し、第3条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（給与の内払）</u></p> <p>2 この条例による改正前の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（以下「特別職給与条例」という。）の規定に基づいて、令和7年12月1日からこの条例の施行日の前日までの間に支払われた給与は、この条例による改正後の特別職給与条例の規定による給与の内払とみなす。</p>

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和39年亀岡市条例第48号）新旧対照表（第2条改正）

現 行	改 正 後（案）																				
<p>別表（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th><th>給料額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 市長</td><td>985,000円</td></tr> <tr> <td>2 副市長</td><td>787,000円</td></tr> <tr> <td>3 病院事業管理者</td><td>664,000円</td></tr> <tr> <td>4 教育長</td><td>694,000円</td></tr> </tbody> </table>	職名	給料額	1 市長	985,000円	2 副市長	787,000円	3 病院事業管理者	664,000円	4 教育長	694,000円	<p>別表（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th><th>給料額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 市長</td><td>1,000,000円</td></tr> <tr> <td>2 副市長</td><td>799,000円</td></tr> <tr> <td>3 病院事業管理者</td><td>674,000円</td></tr> <tr> <td>4 教育長</td><td>704,000円</td></tr> </tbody> </table>	職名	給料額	1 市長	1,000,000円	2 副市長	799,000円	3 病院事業管理者	674,000円	4 教育長	704,000円
職名	給料額																				
1 市長	985,000円																				
2 副市長	787,000円																				
3 病院事業管理者	664,000円																				
4 教育長	694,000円																				
職名	給料額																				
1 市長	1,000,000円																				
2 副市長	799,000円																				
3 病院事業管理者	674,000円																				
4 教育長	704,000円																				

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和39年亀岡市条例第48号）新旧対照表（第3条改正）

現 行	改 正 後（案）
<p>(期末手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した者にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において、市長等が受けるべき給料の月額、地域手当の月額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に6月に支給する場合においては<u>100分の172.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の177.5</u>を乗じて得た額に在職期間に応ずる割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した者にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において、市長等が受けるべき給料の月額、地域手当の月額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に6月に支給する場合においては<u>100分の175</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の175</u>を乗じて得た額に在職期間に応ずる割合を乗じて得た額とする。</p>
3 (略)	3 (略)

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年亀岡市条例第25号）新旧対照表

現 行			改 正 後（案）		
別表（第1条関係）			別表（第1条関係）		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
1 教育委員会委員	年額 1,000,000円	亀岡市副市長相当額	1 教育委員会委員	年額 1,016,000円	亀岡市副市長相当額
2 識見を有する者の中から選任された監査委員	月額 121,000円		2 識見を有する者の中から選任された監査委員	月額 123,000円	
3 議会の議員の中から選任された同委員	月額 53,000円		3 議会の議員の中から選任された同委員	月額 54,000円	
4 選挙管理委員会委員長	年額 389,000円		4 選挙管理委員会委員長	年額 395,000円	
5 同委員	年額 277,000円		5 同委員	年額 281,000円	
6 公平委員会委員長	年額 223,000円		6 公平委員会委員長	年額 227,000円	
7 同委員	年額 155,000円		7 同委員	年額 157,000円	
8 農業委員会会長	年額 243,000円		8 農業委員会会長	年額 247,000円	
9 同副会長	年額 219,000円		9 同副会長	年額 222,000円	
10 同委員	年額 194,000円		10 同委員	年額 197,000円	
11 農地利用最適化推進委員	年額 194,000円		11 農地利用最適化推進委員	年額 197,000円	
12 スポーツ推進委員	年額 36,000円		12 スポーツ推進委員	年額 37,000円	
13 固定資産評価審査委員会委員	日額 9,700円		13 固定資産評価審査委員会委員	日額 9,900円	
14 介護認定審査会委員	日額 14,300円		14 介護認定審査会委員	日額 14,500円	
15 障害者介護給付費等支給認定審査会委員	日額 14,300円		15 障害者介護給付費等支給認定審査会委員	日額 14,500円	
16 法令又は条例に基づく附属機関の構成員	日額 9,700円		16 法令又は条例に基づく附属機関の構成員	日額 9,900円	

備考

1~4 (略)

備考

1~4 (略)

職員の退職手当に関する条例（昭和30年亀岡市条例第28号）新旧対照表（第5条改正）

現 行	改 正 後（案）
(整理退職等の場合における退職手当の基本額)	(整理退職等の場合における退職手当の基本額)
第5条 (略)	第5条 (略)
2 同項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。	2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。
(特別職の職員の特例)	(特別職の職員の特例)
第11条 市長、副市長、病院事業管理者及び教育長（以下「特別職の職員」という。）の退職手当は、第2章及び第3章の規定にかかわらず、この章の規定により計算した額を支給する。ただし、医師である病院事業管理者が亀岡市立病院の病院長を兼務している場合は、この限りでない。	第11条 市長、副市長、病院事業管理者及び教育長（以下「特別職の職員」という。）の退職手当は、第2章及び前章の規定にかかわらず、この章の規定により計算した額を支給する。ただし、医師である病院事業管理者が亀岡市立病院の病院長を兼務している場合は、この限りでない。
(普通退職の場合の退職手当)	(普通退職の場合の退職手当)
第12条 次条の規定に該当する場合を除くほか、特別職の職員が退職（任期満了を含む。以下この章において同じ。）した場合における当該職員としての在職期間に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。	第12条 次条の規定に該当する場合を除くほか、特別職の職員が退職（任期満了を含む。以下この章において同じ。）した場合における当該職員としての在職期間に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。
(1) 市長としての勤続期間については、1年につき <u>100分の550</u>	(1) 市長としての勤続期間については、1年につき <u>100分の530</u>
(2) 副市長としての勤続期間については、1年につき <u>100分の325</u>	(2) 副市長としての勤続期間については、1年につき <u>100分の315</u>
(3) 病院事業管理者としての勤続期間については、1年につき <u>100分の280</u>	(3) 病院事業管理者としての勤続期間については、1年につき <u>100分の270</u>
(4) 教育長としての勤続期間については、1年につき <u>100分の280</u>	(4) 教育長としての勤続期間については、1年につき <u>100分の270</u>
2・3 (略)	2・3 (略)
(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)	(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)
第21条 (略)	第21条 (略)
2~5 (略)	2~5 (略)
6 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、第16条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受	6 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、第16条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受

給者の相続財産の額のうち第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなってはならない。

7・8 (略)

附 則

- 3 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和49年亀岡市条例第1号。以下「条例第1号」という。）附則第4項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3まで及び附則第9項から第17項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第3項」とする。
- 4 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者（条例第1号附則第5項の規定に該当する者を除く。）で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2及び附則第12項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。
- 5 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者（条例第1号附則第6項の規定に該当する者を除く。）で第5条又は附則第10項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 7 特別職の職員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する退職手当の額は、第12条及び第13条の規定にかかわらず、それぞれの規定により算定した額に市長、副市長及び病院事業管理者は100分の90、教育長は 100分の92の割合を乗じて得た額とする。
- 8 (略)
- 9 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの

給者の相続財産の額のうち前各項の規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなってはならない。

7・8 (略)

附 則

- 3 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和49年亀岡市条例第1号。以下「条例第1号」という。）附則第4項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3まで及び附則第8項から第16項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第3項」とする。
- 4 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者（条例第1号附則第5項の規定に該当する者を除く。）で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2及び附則第11項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。
- 5 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者（条例第1号附則第6項の規定に該当する者を除く。）で第5条又は附則第9項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。

7 (略)

- 8 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの

(定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第9項」とする。

10 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第10項」とする。

11 (略)

12 (略)

13 当分の間、第5条第1項に規定する者のうち、その者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「定年に達する日」とあるのは「定年（附則第11項に規定する医療業務従事職員（以下「医療業務従事職員」という。）以外の者にあっては60歳とし、医療業務従事職員にあっては65歳とする。）に達する日」と、同条の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（医療業務従事職員以外の者にあっては60歳とし、医療業務従事職員にあっては65歳とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

14 (略)

15 (略)

16 当分の間、第5条第1項に規定する者のうち定員の減少若しくは組織の改廃のため過員若しくは廃職を生ずることにより退職した者であって、任命権者が市長の承認を得たもの及び公務上の傷病又は死亡により退職した者であって附則第14項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達

(定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第8項」とする。

9 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第9項」とする。

10 (略)

11 (略)

12 当分の間、第5条第1項に規定する者のうち、その者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「定年に達する日」とあるのは「定年（附則第10項に規定する医療業務従事職員（以下「医療業務従事職員」という。）以外の者にあっては60歳とし、医療業務従事職員にあっては65歳とする。）に達する日」と、同条の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（医療業務従事職員以外の者にあっては60歳とし、医療業務従事職員にあっては65歳とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

13 (略)

14 (略)

15 当分の間、第5条第1項に規定する者のうち定員の減少若しくは組織の改廃のため過員若しくは廃職を生ずることにより退職した者であって、任命権者が市長の承認を得たもの及び公務上の傷病又は死亡により退職した者であって附則第13項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達

する日前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「附則第14項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

- 17 当分の間、第5条第1項に規定する者のうち定員の減少若しくは組織の改廃のため過員若しくは廃職を生ずることにより退職した者であって、任命権者が市長の承認を得たもの及び公務上の傷病又は死亡により退職した者であって附則第14項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

する日前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「附則第13項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

- 16 当分の間、第5条第1項に規定する者のうち定員の減少若しくは組織の改廃のため過員若しくは廃職を生ずることにより退職した者であって、任命権者が市長の承認を得たもの及び公務上の傷病又は死亡により退職した者であって附則第13項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

亀岡市一般職員の給与に関する条例（昭和30年亀岡市条例第25号）新旧対照表（第1条改正）

現 行	改 正 後（案）
<p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>（その職務の級が5級以上（以下「幹部職員」という。）にあっては、<u>100分の105</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>（幹部職員にあっては、<u>100分の125</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>（幹部職員にあっては、<u>100分の60</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>（その職務の級が5級以上（以下「幹部職員」という。）にあっては、<u>100分の107.5</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>（幹部職員にあっては、<u>100分の127.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の52.5</u>（幹部職員にあっては、<u>100分の62.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>

別表第1（第4条関係）

## 行政職給料表

職員の区分 号給	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	円 183,500	円 230,000	円 265,300	円 298,800	円 321,300	円 355,200	円 408,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400

別表第1（第4条関係）

## 行政職給料表

職員の区分 号給	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	円 195,800	円 242,000	円 276,300	円 309,800	円 332,600	円 366,800	円 420,700
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800

32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	451,300
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	451,600
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	451,900
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	452,200
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700	
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000	
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300	
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500	
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700	

32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000	
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300	
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600	
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800	
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000	

70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000	
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300	
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500	
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700	
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	416,000	
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	416,300	
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	416,500	
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	416,700	
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	417,000	
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	417,300	
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	417,500	
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	417,700	
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500		
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800		
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000		
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200		
86	256,000	297,100	346,000	386,600	398,500		
87	256,300	297,400	346,400	387,000	398,800		
88	256,600	297,700	346,800	387,400	399,000		
89	256,900	298,000	347,000	387,700	399,200		
90	257,200	298,300	347,400	388,200	399,500		
91	257,500	298,600	347,800	388,600	399,800		
92	257,800	299,000	348,200	389,000	400,000		
93	258,100	299,200	348,400	389,300	400,200		
94		299,400	348,800	389,800			
95		299,700	349,200	390,200			
96		300,100	349,500	390,600			
97		300,300	349,800	390,900			
98		300,600	350,200	391,400			
99		301,000	350,600	391,800			
100		301,400	351,000	392,200			
101		301,600	351,500	392,500			
102		301,900	351,900	393,000			
103		302,200	352,300	393,400			
104		302,500	352,700	393,800			
105		302,700	353,200	394,100			
106		303,000	353,600				
107		303,300	353,900				

70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300	
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600	
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800	
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000	
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300		
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600		
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800		
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000		
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300		
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600		
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800		
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000		
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300		
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600		
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800		
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000		
86	266,200	305,800	355,700				
87	266,500	306,100	356,100				
88	266,800	306,400	356,500				
89	267,100	306,700	356,700				
90	267,400	307,000	357,100				
91	267,700	307,300	357,500				
92	268,000	307,600	357,900				
93	268,300	307,800	358,100				
94		308,000	358,400				
95		308,300	358,800				
96		308,700	359,100				
97		308,900	359,400				
98		309,200	359,800				
99		309,500	360,200				
100		309,900	360,600				
101		310,100	361,100				
102		310,400	361,500				
103		310,700	361,900				
104		311,000	362,300				
105		311,200	362,800				
106		311,500	363,200				
107		311,800	363,500				

<u>108</u>		<u>303,600</u>	<u>354,200</u>				
<u>109</u>		<u>303,800</u>	<u>354,700</u>				
<u>110</u>		<u>304,200</u>					
<u>111</u>		<u>304,600</u>					
<u>112</u>		<u>304,900</u>					
<u>113</u>		<u>305,100</u>					
<u>114</u>		<u>305,300</u>					
<u>115</u>		<u>305,600</u>					
<u>116</u>		<u>306,000</u>					
<u>117</u>		<u>306,200</u>					
<u>118</u>		<u>306,400</u>					
<u>119</u>		<u>306,700</u>					
<u>120</u>		<u>307,000</u>					
<u>121</u>		<u>307,400</u>					
<u>122</u>		<u>307,600</u>					
<u>123</u>		<u>307,900</u>					
<u>124</u>		<u>308,200</u>					
<u>125</u>		<u>308,500</u>					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	円 192,000	円 219,500	円 260,000	円 279,700	円 294,900	円 320,600	円 362,700

<u>108</u>		<u>312,100</u>	<u>363,800</u>				
<u>109</u>		<u>312,300</u>	<u>364,200</u>				
<u>110</u>		<u>312,600</u>					
<u>111</u>		<u>313,000</u>					
<u>112</u>		<u>313,300</u>					
<u>113</u>		<u>313,500</u>					
<u>114</u>		<u>313,700</u>					
<u>115</u>		<u>314,000</u>					
<u>116</u>		<u>314,400</u>					
<u>117</u>		<u>314,600</u>					
<u>118</u>		<u>314,800</u>					
<u>119</u>		<u>315,100</u>					
<u>120</u>		<u>315,400</u>					
<u>121</u>		<u>315,700</u>					
<u>122</u>		<u>315,900</u>					
<u>123</u>		<u>316,200</u>					
<u>124</u>		<u>316,500</u>					
<u>125</u>		<u>316,800</u>					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	円 200,300	円 227,800	円 269,500	円 290,100	円 305,700	円 331,900	円 374,800

## 附 則

### (施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 第1条の規定（亀岡市一般職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第20条第2項及び第3項並びに第21条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、前項の規定にかかわらず、令和7年4月1日から適用する。  
(最高の号給を超える職員の号給等の調整)
- 第1条の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、改正後の

給与条例別表第1に定める職務の級の最高の号給を超える職員の施行日における号給及び給料月額は、当該最高の号給の額との權衡を考慮して別に定める。

(給与の内扱)

4 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内扱とみなす。

(国の例引用)

5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し疑義が生じた場合は、国の例による。

亀岡市一般職員の給与に関する条例（昭和30年亀岡市条例第25号）新旧対照表（第2条改正）

現 行	改 正 後（案）
<p>(給与の支払い)</p> <p>第2条 この条例に基づく給与は、法律で定めるもの若しくは次の各号に掲げるものを控除する場合又は<u>第3条第2項</u>に規定する場合を除き、通貨で、直接職員に、その全額を支払わなければならない。ただし、職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>(給与の支払い)</p> <p>第2条 この条例に基づく給与は、法律で定めるもの若しくは次の各号に掲げるものを控除する場合又は<u>次条第2項</u>に規定する場合を除き、通貨で、直接職員に、その全額を支払わなければならない。ただし、職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>前各号に掲げるもののほか、職員が給与からの控除を申し出したものであって、市長が定めるもの</u></p>
<p>2・3 (略)</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第12条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（_____ _____ 次号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(3) (略)</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第12条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（<u>自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び</u>次号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(3) (略)</p>
<p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（<u>次項</u>において「運賃等相当額」という。）</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつ</p>	<p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（<u>第4項</u>において「運賃等相当額」という。）</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつ</p>

ては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）。ただし、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満の職員又は自転車、原動機付自転車若しくは二輪自動車を使用する職員にあっては、当該額の2分の1の額

- ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）  
が片道5キロメートル未満である職員 2,000円  
イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円  
ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円  
エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円  
オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円  
カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円  
キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円  
ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円  
ケ 使用距離が片道40キロメートル以上である職員 24,400円

(3) (略)

3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においてはその合計額）及び前項第2号に定める額の合計額

ては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）。ただし、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満の職員又は自転車、原動機付自転車若しくは二輪自動車を使用する職員にあっては、当該額の2分の1の額

- ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）  
が片道5キロメートル未満である職員 2,000円  
イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円  
ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円  
エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,400円  
オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13,500円  
カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16,600円  
キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 19,700円  
ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 22,800円  
ケ 使用距離が片道40キロメートル以上である職員 25,900円

(3) (略)

- 3 第1項第2号及び第3号に掲げる職員で、通勤のために駐車場を利用し、当該駐車場の利用に係る料金（以下「駐車料金」という。）を負担することを常例とするものに対しては、前項第2号及び第3号に定める額に加算して当該駐車場の1箇月当たりの駐車料金の額に相当する額（その額が5,000円を超えるときは、5,000円）の通勤手当を支給する。
- 4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においてはその合計額）及び第2項第2号に定める額の合計額

が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

#### 4~7 (略)

(期末手当)

#### 第20条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5（その職務の級が5級以上（以下「幹部職員」という。）にあっては、100分の107.5）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする。

(勤勉手当)

#### 第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5（幹部職員にあっては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5（幹部職員にあって

が15万円を超える職員の通勤手当の額は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

#### 5~8 (略)

(期末手当)

#### 第20条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25（その職務の級が5級以上（以下「幹部職員」という。）にあっては、100分の106.25）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」とする。

(勤勉手当)

#### 第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25（幹部職員にあっては、100分の126.25）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25（幹部職員にあって

は、100分の62.5）を乗じて得た額の総額

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4・5 (略)

別表第2 (第4条関係)

職務の級別基準表

職務の級	職務基準
1級	(1) 定型的な業務を行う職務 (2) 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	主任の職務又は主任と同等の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
4級	(1) 係長の職務又はこれに相当する職務で規則で定める職務 (2) 困難な業務を処理する主任の職務又は困難な業務を処理する主任と同等の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
5級	副課長の職務又はこれに相当する職務で規則で定める職務
6級	課長の職務又はこれに相当する職務で規則で定める職務
7級	部長の職務又はこれに相当する職務で規則で定める職務

は、100分の61.25）を乗じて得た額の総額

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4・5 (略)

別表第2 (第4条関係)

職務の級別基準表

職務の級	職務基準
1級	(1) 定型的な業務を行う職務 (2) 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	主任の職務又は主任と同等の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
4級	係長の職務又はこれに相当する職務で規則で定める職務
5級	副課長の職務又はこれに相当する職務で規則で定める職務
6級	課長の職務又はこれに相当する職務で規則で定める職務
7級	部長の職務又はこれに相当する職務で規則で定める職務

亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年亀岡市条例第50号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給)	(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給)
第6条 亀岡市一般職員の給与に関する条例（昭和30年亀岡市条例第25号。以下「給与条例」という。）第6条及び第7条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、_____第7条第4項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。	第6条 亀岡市一般職員の給与に関する条例（昭和30年亀岡市条例第25号。以下「給与条例」という。）第6条及び第7条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、 <u>同条例</u> 第7条第4項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。
(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)	(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)
第26条 第20条から第22条まで及び <u>第27条</u> に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	第26条 第20条から第22条まで及び <u>次条</u> に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)	(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)
第30条 (略)	第30条 (略)
2 通勤に係る費用弁償の額（その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。）、支給日及び返納については、 <u>給与条例第12条第3項から第6項までの規定の例による。</u>	2 通勤に係る費用弁償の額（その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。）、支給日及び返納については、 <u>給与条例第12条第3項から第7項までの規定の例による。</u>
(最低賃金額を下回る会計年度任用職員の給料額及び報酬額)	(最低賃金額を下回る会計年度任用職員の給料額及び報酬額)
第32条 第16条第1項及び <u>第26条第1項</u> の規定により算出した額が最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条に規定する最低賃金額を下回る場合は、勤務1時間当たりの額が同法に規定する地域別最低賃金において定める最低賃金額となる額を給料額及び報酬額とする。	第32条 第16条第1項及び <u>第26条</u> の規定により算出した額が最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条に規定する最低賃金額を下回る場合は、勤務1時間当たりの額が同法に規定する地域別最低賃金において定める最低賃金額となる額を給料額及び報酬額とする。
<u>附 則</u>	
<u>（施行期日等）</u>	
1 この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。ただし、第30条第2項の改正規定は、令和8年4月1日から施行すること。	
<u>（給与の内扱）</u>	

2 この条例による改正後の亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

別表第1（第3条関係）

給料表

職務 の級 号給	1級	2級
	給料月額	給料月額
1	183,500	230,000
2	184,600	231,500
3	185,800	233,000
4	186,900	234,500
5	188,000	236,000
6	189,700	237,500
7	191,300	239,000
8	192,900	240,500
9	194,500	242,000
10	196,200	243,400
11	197,800	244,800
12	199,400	246,200
13	201,000	247,400
14	202,700	248,600
15	204,400	249,800
16	206,100	251,000
17	207,400	252,100
18	209,000	253,200
19	210,600	254,300

別表第1（第3条関係）

給料表

職務 の級 号給	1級	2級
	給料月額	給料月額
1	195,800	242,000
2	196,900	243,300
3	198,100	244,700
4	199,200	246,100
5	200,300	247,500
6	202,000	248,900
7	203,600	250,300
8	205,200	251,700
9	206,700	253,100
10	208,400	254,300
11	210,000	255,600
12	211,600	256,900
13	213,100	258,100
14	214,800	259,300
15	216,500	260,500
16	218,200	261,700
17	219,400	262,800
18	221,000	263,900
19	222,600	265,000

<u>20</u>	<u>212, 100</u>	<u>255, 400</u>
<u>21</u>	<u>213, 600</u>	<u>256, 400</u>
<u>22</u>	<u>215, 200</u>	<u>257, 400</u>
<u>23</u>	<u>216, 800</u>	<u>258, 400</u>
<u>24</u>	<u>218, 400</u>	<u>259, 400</u>
<u>25</u>	<u>220, 000</u>	<u>260, 400</u>
<u>26</u>	<u>221, 700</u>	<u>261, 300</u>
<u>27</u>	<u>223, 000</u>	<u>262, 200</u>
<u>28</u>	<u>224, 300</u>	<u>263, 100</u>
<u>29</u>	<u>225, 600</u>	<u>263, 900</u>
<u>30</u>	<u>226, 700</u>	<u>264, 700</u>
<u>31</u>	<u>227, 800</u>	<u>265, 500</u>
<u>32</u>	<u>228, 900</u>	<u>266, 300</u>
<u>33</u>	<u>230, 000</u>	<u>267, 000</u>
<u>34</u>	<u>231, 100</u>	<u>267, 800</u>
<u>35</u>	<u>232, 200</u>	<u>268, 600</u>
<u>36</u>	<u>233, 300</u>	<u>269, 300</u>
<u>37</u>	<u>234, 400</u>	<u>270, 000</u>
<u>38</u>	<u>235, 400</u>	<u>270, 800</u>
<u>39</u>	<u>236, 400</u>	<u>271, 600</u>
<u>40</u>	<u>237, 300</u>	<u>272, 300</u>
<u>41</u>	<u>238, 200</u>	<u>273, 000</u>
<u>42</u>	<u>239, 100</u>	<u>273, 800</u>
<u>43</u>	<u>239, 900</u>	<u>274, 600</u>
<u>44</u>	<u>240, 700</u>	<u>275, 300</u>
<u>45</u>	<u>241, 400</u>	<u>276, 000</u>
<u>46</u>	<u>242, 000</u>	<u>276, 700</u>
<u>47</u>	<u>242, 600</u>	<u>277, 400</u>
<u>48</u>	<u>243, 200</u>	<u>278, 100</u>
<u>49</u>	<u>243, 800</u>	<u>278, 800</u>

<u>20</u>	<u>224, 100</u>	<u>266, 100</u>
<u>21</u>	<u>225, 600</u>	<u>267, 000</u>
<u>22</u>	<u>227, 200</u>	<u>268, 000</u>
<u>23</u>	<u>228, 800</u>	<u>269, 000</u>
<u>24</u>	<u>230, 400</u>	<u>270, 000</u>
<u>25</u>	<u>232, 000</u>	<u>271, 000</u>
<u>26</u>	<u>233, 700</u>	<u>271, 900</u>
<u>27</u>	<u>235, 000</u>	<u>272, 700</u>
<u>28</u>	<u>236, 300</u>	<u>273, 600</u>
<u>29</u>	<u>237, 600</u>	<u>274, 400</u>
<u>30</u>	<u>238, 700</u>	<u>275, 200</u>
<u>31</u>	<u>239, 800</u>	<u>276, 000</u>
<u>32</u>	<u>240, 900</u>	<u>276, 700</u>
<u>33</u>	<u>242, 000</u>	<u>277, 400</u>
<u>34</u>	<u>242, 900</u>	<u>278, 200</u>
<u>35</u>	<u>243, 800</u>	<u>279, 000</u>
<u>36</u>	<u>244, 800</u>	<u>279, 600</u>
<u>37</u>	<u>245, 800</u>	<u>280, 300</u>
<u>38</u>	<u>246, 700</u>	<u>281, 100</u>
<u>39</u>	<u>247, 600</u>	<u>281, 800</u>
<u>40</u>	<u>248, 400</u>	<u>282, 500</u>
<u>41</u>	<u>249, 200</u>	<u>283, 200</u>
<u>42</u>	<u>249, 900</u>	<u>283, 900</u>
<u>43</u>	<u>250, 500</u>	<u>284, 600</u>
<u>44</u>	<u>251, 100</u>	<u>285, 300</u>
<u>45</u>	<u>251, 800</u>	<u>286, 000</u>
<u>46</u>	<u>252, 400</u>	<u>286, 600</u>
<u>47</u>	<u>253, 000</u>	<u>287, 300</u>
<u>48</u>	<u>253, 600</u>	<u>287, 900</u>
<u>49</u>	<u>254, 100</u>	<u>288, 600</u>

50	<u>244, 400</u>	<u>279, 500</u>
51	<u>245, 000</u>	<u>280, 200</u>
52	<u>245, 500</u>	<u>280, 900</u>
53	<u>246, 000</u>	<u>281, 500</u>
54	<u>246, 400</u>	<u>282, 200</u>
55	<u>246, 700</u>	<u>282, 800</u>
56	<u>247, 000</u>	<u>283, 500</u>
57	<u>247, 300</u>	<u>284, 100</u>
58	<u>247, 600</u>	<u>284, 800</u>
59	<u>247, 900</u>	<u>285, 400</u>
60	<u>248, 200</u>	<u>286, 100</u>
61	<u>248, 500</u>	<u>286, 700</u>
62	<u>248, 800</u>	<u>287, 400</u>
63	<u>249, 100</u>	<u>288, 000</u>
64	<u>249, 400</u>	<u>288, 500</u>
65	<u>249, 700</u>	<u>289, 000</u>
66	<u>250, 000</u>	<u>289, 600</u>
67	<u>250, 300</u>	<u>290, 100</u>
68	<u>250, 600</u>	<u>290, 700</u>
69	<u>250, 900</u>	<u>291, 200</u>
70	<u>251, 200</u>	<u>291, 700</u>
71	<u>251, 500</u>	<u>292, 300</u>
72	<u>251, 800</u>	<u>292, 900</u>
73	<u>252, 100</u>	<u>293, 400</u>
74	<u>252, 400</u>	<u>293, 900</u>
75	<u>252, 700</u>	<u>294, 300</u>
76	<u>253, 000</u>	<u>294, 600</u>
77	<u>253, 300</u>	<u>294, 800</u>
78	<u>253, 600</u>	<u>295, 100</u>
79	<u>253, 900</u>	<u>295, 300</u>

50	<u>254, 700</u>	<u>289, 200</u>
51	<u>255, 300</u>	<u>289, 900</u>
52	<u>255, 800</u>	<u>290, 600</u>
53	<u>256, 200</u>	<u>291, 100</u>
54	<u>256, 600</u>	<u>291, 700</u>
55	<u>256, 900</u>	<u>292, 300</u>
56	<u>257, 200</u>	<u>293, 000</u>
57	<u>257, 500</u>	<u>293, 600</u>
58	<u>257, 800</u>	<u>294, 200</u>
59	<u>258, 100</u>	<u>294, 800</u>
60	<u>258, 400</u>	<u>295, 500</u>
61	<u>258, 700</u>	<u>296, 100</u>
62	<u>259, 000</u>	<u>296, 700</u>
63	<u>259, 300</u>	<u>297, 200</u>
64	<u>259, 600</u>	<u>297, 700</u>
65	<u>259, 900</u>	<u>298, 200</u>
66	<u>260, 200</u>	<u>298, 800</u>
67	<u>260, 500</u>	<u>299, 300</u>
68	<u>260, 800</u>	<u>299, 900</u>
69	<u>261, 100</u>	<u>300, 300</u>
70	<u>261, 400</u>	<u>300, 800</u>
71	<u>261, 700</u>	<u>301, 300</u>
72	<u>262, 000</u>	<u>301, 900</u>
73	<u>262, 300</u>	<u>302, 400</u>
74	<u>262, 600</u>	<u>302, 800</u>
75	<u>262, 900</u>	<u>303, 100</u>
76	<u>263, 200</u>	<u>303, 400</u>
77	<u>263, 500</u>	<u>303, 600</u>
78	<u>263, 800</u>	<u>303, 900</u>
79	<u>264, 100</u>	<u>304, 100</u>

<u>80</u>	<u>254, 200</u>	<u>295, 600</u>
<u>81</u>	<u>254, 500</u>	<u>295, 800</u>
<u>82</u>	<u>254, 800</u>	<u>296, 000</u>
<u>83</u>	<u>255, 100</u>	<u>296, 300</u>
<u>84</u>	<u>255, 400</u>	<u>296, 500</u>
<u>85</u>	<u>255, 700</u>	<u>296, 800</u>
<u>86</u>	<u>256, 000</u>	<u>297, 100</u>
<u>87</u>	<u>256, 300</u>	<u>297, 400</u>
<u>88</u>	<u>256, 600</u>	<u>297, 700</u>
<u>89</u>	<u>256, 900</u>	<u>298, 000</u>
<u>90</u>	<u>257, 200</u>	<u>298, 300</u>
<u>91</u>	<u>257, 500</u>	<u>298, 600</u>
<u>92</u>	<u>257, 800</u>	<u>299, 000</u>
<u>93</u>	<u>258, 100</u>	<u>299, 200</u>
<u>94</u>		<u>299, 400</u>
<u>95</u>		<u>299, 700</u>
<u>96</u>		<u>300, 100</u>
<u>97</u>		<u>300, 300</u>
<u>98</u>		<u>300, 600</u>
<u>99</u>		<u>301, 000</u>
<u>100</u>		<u>301, 400</u>
<u>101</u>		<u>301, 600</u>
<u>102</u>		<u>301, 900</u>
<u>103</u>		<u>302, 200</u>
<u>104</u>		<u>302, 500</u>
<u>105</u>		<u>302, 700</u>
<u>106</u>		<u>303, 000</u>
<u>107</u>		<u>303, 300</u>
<u>108</u>		<u>303, 600</u>
<u>109</u>		<u>303, 800</u>

<u>80</u>	<u>264, 400</u>	<u>304, 400</u>
<u>81</u>	<u>264, 700</u>	<u>304, 600</u>
<u>82</u>	<u>265, 000</u>	<u>304, 800</u>
<u>83</u>	<u>265, 300</u>	<u>305, 100</u>
<u>84</u>	<u>265, 600</u>	<u>305, 300</u>
<u>85</u>	<u>265, 900</u>	<u>305, 600</u>
<u>86</u>	<u>266, 200</u>	<u>305, 800</u>
<u>87</u>	<u>266, 500</u>	<u>306, 100</u>
<u>88</u>	<u>266, 800</u>	<u>306, 400</u>
<u>89</u>	<u>267, 100</u>	<u>306, 700</u>
<u>90</u>	<u>267, 400</u>	<u>307, 000</u>
<u>91</u>	<u>267, 700</u>	<u>307, 300</u>
<u>92</u>	<u>268, 000</u>	<u>307, 600</u>
<u>93</u>	<u>268, 300</u>	<u>307, 800</u>
<u>94</u>		<u>308, 000</u>
<u>95</u>		<u>308, 300</u>
<u>96</u>		<u>308, 700</u>
<u>97</u>		<u>308, 900</u>
<u>98</u>		<u>309, 200</u>
<u>99</u>		<u>309, 500</u>
<u>100</u>		<u>309, 900</u>
<u>101</u>		<u>310, 100</u>
<u>102</u>		<u>310, 400</u>
<u>103</u>		<u>310, 700</u>
<u>104</u>		<u>311, 000</u>
<u>105</u>		<u>311, 200</u>
<u>106</u>		<u>311, 500</u>
<u>107</u>		<u>311, 800</u>
<u>108</u>		<u>312, 100</u>
<u>109</u>		<u>312, 300</u>

<u>110</u>		<u>304,200</u>
<u>111</u>		<u>304,600</u>
<u>112</u>		<u>304,900</u>
<u>113</u>		<u>305,100</u>
<u>114</u>		<u>305,300</u>
<u>115</u>		<u>305,600</u>
<u>116</u>		<u>306,000</u>
<u>117</u>		<u>306,200</u>
<u>118</u>		<u>306,400</u>
<u>119</u>		<u>306,700</u>
<u>120</u>		<u>307,000</u>
<u>121</u>		<u>307,400</u>
<u>122</u>		<u>307,600</u>
<u>123</u>		<u>307,900</u>
<u>124</u>		<u>308,200</u>
<u>125</u>		<u>308,500</u>

備考 勤務条件を考慮し、市長が規則で定める職にある者の給料月額は、  
この表の額に4,000円をそれぞれ加算した額とする。

<u>110</u>		<u>312,600</u>
<u>111</u>		<u>313,000</u>
<u>112</u>		<u>313,300</u>
<u>113</u>		<u>313,500</u>
<u>114</u>		<u>313,700</u>
<u>115</u>		<u>314,000</u>
<u>116</u>		<u>314,400</u>
<u>117</u>		<u>314,600</u>
<u>118</u>		<u>314,800</u>
<u>119</u>		<u>315,100</u>
<u>120</u>		<u>315,400</u>
<u>121</u>		<u>315,700</u>
<u>122</u>		<u>315,900</u>
<u>123</u>		<u>316,200</u>
<u>124</u>		<u>316,500</u>
<u>125</u>		<u>316,800</u>

備考 勤務条件を考慮し、市長が規則で定める職にある者の給料月額は、  
この表の額に4,000円をそれぞれ加算した額とする。

亀岡市立保育所条例（昭和30年亀岡市条例第51号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
<p>(事業)</p> <p>第4条 市長は、保育所において保育を必要とする乳幼児の保育を行うほか、次に掲げる事業を行うことができる。</p> <p>(1) 休日保育事業 (2) 一時保育事業 (3) 延長保育事業</p> <p>2 <u>前項第1号から第3号までの事業を利用する乳幼児の保護者は、当該事業に要した費用の一部として別に規則で定める額を納付しなければならない。</u></p>	<p>(事業)</p> <p>第4条 市長は、保育所において保育を必要とする乳幼児の保育を行うほか、次に掲げる事業を行うことができる。</p> <p>(1) 休日保育事業 (2) 一時保育事業 (3) 延長保育事業 <u>(4) 乳児等通園支援事業</u></p> <p>2 <u>前項</u>の事業を利用する乳幼児の保護者は、当該事業に要した費用の一部として別に規則で定める額を納付しなければならない。</p>

亀岡市立認定こども園条例（令和元年亀岡市条例第53号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
<p>(事業)</p> <p>第4条 認定こども園は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 認定こども園は、前項に掲げる事業を行うほか、次に掲げる事業を行うことができる。</p> <p>(1) 一時保育事業</p> <p>(2) 預かり保育事業</p>	<p>(事業)</p> <p>第4条 認定こども園は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 認定こども園は、前項に掲げる事業を行うほか、次に掲げる事業を行うことができる。</p> <p>(1) 一時保育事業</p> <p>(2) 預かり保育事業</p> <p>(3) 乳児等通園支援事業</p>

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年亀岡市条例第21号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
(特定教育・保育の取扱方針)	(特定教育・保育の取扱方針)
第16条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。	第16条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。
(1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下この号及び次号において「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）	(1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下_____「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）
(2)～(4) (略)	(2)～(4) (略)
2 (略)	2 (略)
(虐待等の禁止)	(虐待等の禁止)
第26条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号	第26条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
附 則	附 則
(連携施設に関する経過措置)	(連携施設に関する経過措置)
第5条 特定地域型保育事業者_____は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第43条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の	第5条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第43条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の

日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年亀岡市条例第22号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）				
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法<u>第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u></p> <p>_____が行われた場合であって、<u>当該健康診断</u>が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、<u>利用開始時の健康診断</u>の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、<u>児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断</u>の結果を把握しなければならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法<u>第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、<u>当該健康診断等</u>がそれぞれ同表の右欄に掲げる<u>健康診断</u>の全部又は一部に相当すると認められるときは、<u>同欄に掲げる健康診断</u>の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、<u>それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等</u>の結果を把握しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"><u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u></td><td style="width: 50%; padding: 5px;"><u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u></td></tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"><u>乳幼児に対する健康診査</u></td><td style="width: 50%; padding: 5px;"><u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u></td></tr> </table>	<u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u>	<u>乳幼児に対する健康診査</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u>
<u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u>				
<u>乳幼児に対する健康診査</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u>				
<p>3・4 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士_____</p>	<p>3・4 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士<u>（法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内に</u></p>				

\_\_\_\_\_又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)・(2) (略)

3 (略)

(職員)

第30条 小規模保育事業所A型には、保育士\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

(職員)

第32条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第45条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士\_\_\_\_\_

、嘱託

ある家庭的保育事業を行う場所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)・(2) (略)

3 (略)

(職員)

第30条 小規模保育事業所A型には、保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

(職員)

第32条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所B型にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第45条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士（認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託

医及び調理員を置かなければならぬ。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。

## 2・3 (略)

### (小規模型事業所内保育事業所の職員)

第48条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならぬ。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。

## 2・3 (略)

### 附 則

（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

第8条 附則第6条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならぬ保育士の数を超えるときは、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならぬ保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

医及び調理員を置かなければならぬ。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。

## 2・3 (略)

### (小規模型事業所内保育事業所の職員)

第48条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならぬ。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。

## 2・3 (略)

### 附 則

（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

第8条 附則第6条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下\_\_\_\_\_ 「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならぬ保育士の数を超えるときは、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならぬ保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第9条 (略)

第9条 (略)

2 認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型等についての前項の規定の適用については、同項中「除く。」とあるのは、「除く。」又は当該小規模保育事業所A型等が所在する認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士とする。

亀岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年亀岡市条例第33号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
<p>(職員)</p> <p>第11条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) 保育士_____</p> <p>_____の資格を有する者</p> <p>(2)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法<u>第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(職員)</p> <p>第11条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) 保育士<u>（法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある放課後児童健全育成事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士）</u>の資格を有する者</p> <p>(2)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法<u>第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年亀岡市条例第33号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
<p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 当分の間、<u>この条例による改正後の亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例</u>（以下「新条例」という。）第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定の適用については、<u>新条例</u>第30条第2項第3号、第32条第2項第3号、第45条第2項第3号及び第48条第2項第3号中「15人」とあるのは「20人」と、<u>新条例</u>第30条第2項第4号、第32条第2項第4号、第45条第2項第4号及び第48条第2項第4号中「25人」とあるのは「30人」とする。</p> <p>3 前項に規定する期間内においても、小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型、保育所型事業所内保育事業所及び小規模型事業所内保育事業所には、同項の規定による読み替え前の<u>新条例</u> 第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項に定める基準を満たす数の保育士及び保育従事者を置くよう努めなければならない。</p>	<p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 当分の間、<u>亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例</u>第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定の適用については、<u>同条例</u>第30条第2項第3号、第32条第2項第3号、第45条第2項第3号及び第48条第2項第3号中「15人」とあるのは「20人」と、<u>同条例</u>第30条第2項第4号、第32条第2項第4号、第45条第2項第4号及び第48条第2項第4号中「25人」とあるのは「30人」とする。</p> <p>3 前項に規定する期間内においても、小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型、保育所型事業所内保育事業所及び小規模型事業所内保育事業所には、同項の規定による読み替え前の<u>亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例</u>第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項に定める基準を満たす数の保育士及び保育従事者を置くよう努めなければならない。</p>

亀岡市水道事業給水条例（平成29年亀岡市条例第32号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
<p>(給水装置工事の施行)</p> <p>第9条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。</p>	<p>(給水装置工事の施行)</p> <p>第9条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p>
<p>2 (略)</p> <p>(料金)</p> <p>第27条 料金は、2箇月を単位とする期間（以下「期」という。）につき、次の表に定めるところにより算出した基本料金と従量料金とを合算した額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額の合計額をいう。以下同じ。）を加算した額とする。ただし、1円未満の端数については、切り捨てるものとする。</p> <p>表（略）</p>	<p>2 (略)</p> <p>(料金)</p> <p>第27条 料金は、2箇月を単位とする期間（以下「期」という。）につき、次の表に定めるところにより算出した基本料金と従量料金とを合算した額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額の合計額をいう。以下同じ。）を加算した額とする。ただし、1円未満の端数については、切り捨てるものとする。</p> <p>表（略）</p>
<p>2 メーターを共用する集合住宅及びアパートの料金は、管理者が適當と認めるときは、各戸のメーターの口径を13ミリメートルとみなし、かつ、使用水量を各戸が均等に使用したものとみなし、<u>第1項</u>の規定により算出した各戸の額の合計額とすることができます。</p>	<p>2 メーターを共用する集合住宅及びアパートの料金は、管理者が適當と認めるときは、各戸のメーターの口径を13ミリメートルとみなし、かつ、使用水量を各戸が均等に使用したものとみなし、<u>前項</u>の規定により算出した各戸の額の合計額とすることができます。</p>
<p>3 (略)</p> <p>(過料)</p> <p>第46条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、50,000円以下の過料を科することができる。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>3 (略)</p> <p>(過料)</p> <p>第46条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、50,000円以下の過料を科することができる。</p> <p>(1) (略)</p>

(2) 正規の手続を経ないで工事を行い、又は給水装置を使用した者（第47条に該当する場合を除く。）

(3)～(6) (略)

2 (略)

(2) 正規の手續を経ないで工事を行い、又は給水装置を使用した者（次条に該当する場合を除く。）

(3)～(6) (略)

2 (略)

亀岡市下水道条例（昭和57年亀岡市条例第24号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
<p>(排水設備の工事の施行)</p> <p>第9条 排水設備の新設等の工事の施行は、管理者が指定した者（以下「指定事業者」という。）でなければ行ってはならない。</p>	<p>(排水設備の工事の施行)</p> <p>第9条 排水設備の新設等の工事の施行は、管理者が指定した者（以下「指定事業者」という。）でなければ行ってはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p>
<p>2 (略)</p> <p>(行為の許可)</p> <p>第29条 農業集落排水処理施設又は小規模集合排水処理施設の暗渠である構造の部分に固着して排水施設を設けようとする者は、<u>第30条</u>で準用する第5条の規定により排水設備を設ける場合を除き、管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。</p>	<p>2 (略)</p> <p>(行為の許可)</p> <p>第29条 農業集落排水処理施設又は小規模集合排水処理施設の暗渠である構造の部分に固着して排水施設を設けようとする者は、<u>次条</u>で準用する第5条の規定により排水設備を設ける場合を除き、管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。</p>
<p>2 (略)</p> <p>(使用料の徴収)</p> <p>第31条 管理者は、下水道の使用について、使用者から下水道使用料（以下「使用料」という。）を徴収する。</p> <p>2 使用料は、第17条（<u>第30条</u>において準用する場合を含む。）に規定する届出により徴収する。ただし、使用者が同条に規定する届出を怠った場合は、管理者がその届出事項を認定する。</p>	<p>2 (略)</p> <p>(使用料の徴収)</p> <p>第31条 管理者は、下水道の使用について、使用者から下水道使用料（以下「使用料」という。）を徴収する。</p> <p>2 使用料は、第17条（<u>前条</u>において準用する場合を含む。）に規定する届出により徴収する。ただし、使用者が同条に規定する届出を怠った場合は、管理者がその届出事項を認定する。</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>